

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第25条から第28条に基づき、教職員の期末手当勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準日前1箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない教職員)

第2条 旧給与規程第25条第1項後段の別に定める教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる教職員であった者

イ 無給休職者（公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第1項第1号又は（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第15条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされている教職員のうち給与の支給を受けていないものをいう。）

ロ 刑事休職者（旧就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ハ 停職者（就業規則第53条第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）

ニ 諭旨解雇（就業規則第53条第4号の規定により解雇された教職員をいう。）

ホ 専従休職者（旧就業規則第15条第1項第6号の規定に該当して休職にされている教職員を言う。）

ヘ 無給派遣教職員（旧就業規則第15条第1項第5号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ト 育児休業者（(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児休業等規程」という。）第12条第2項に該当する教職員以外の教職員をいう。）

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者

イ 旧給与規程の適用を受ける教職員

ロ 公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）の役員

(3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

イ 国又は地方公共団体の職員（別に定める者に限る。）

ロ イに掲げる職員に準ずると本法人が認める者（別に定める者に限る。）

第3条 基準日1箇月以内において旧給与規程の適用を受ける教職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(特定管理職員としない教職員)

第4条 旧給与規程第25条第2項本文の別に定める教職員は、次の各号に掲げる教職員のうち（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員管理職手当細則第2条に定める管理職手当の区分が1種から5種の職を占める教職員（休職にされている教職員のうち旧給与規程第30条第1項に該当する教職員以外の教職員及び旧就業規則第15条第1項第5号の規定に該当して休職にされている教職員を除く。）以外の教職員とする。

(1) 一般職給料表の適用を受ける教職員のうち次に掲げる教職員

イ 部長級に属する職を占める職員（以下「部長級職員」という。）

ロ 次長級に属する職を占める職員（以下「次長級職員」という。）

ハ 課長級に属する職を占める職員（以下「課長級職員」という。）

(2) 教育職給料表の適用を受ける教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）

（期末手当基準額等に係る加算を受ける教職員及び加算割合）

第5条 旧給与規程第25条第5項（旧給与規程第28条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の一般職給料表の適用を受け、その職務の級が2級以上である職員のうち別に定める職員及び職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、これに相当する教職員として別に定めるものは、別表第1（就業規則第30条の規定により採用された教職員（以下「再雇用職員」という。）にあつては、別表第2）の教職員欄に掲げる教職員とする。

2 旧給与規程第25条第5項の職制上の職階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分は別表第1（再雇用職員にあつては、別表第2）の教職員欄に掲げる教職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で別に定める割合は当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第6条 旧給与規程第25条第5項の管理又は監督の地位にある教職員は、第4条各号に掲げる教職員のうち管理職手当の区分が1種から5種の職を占める教職員（休職にされている教職員のうち旧給与規程第30条第1項に該当する教職員以外の教職員及び旧就業規則第15条第1項第5号の規定に該当して休職にされている教職員を除く。）とする。

2 旧給与規程第25条第5項の給料月額に乗ずる割合は、次に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 部長級職員及び次長級職員のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職員
100分の25

(2) 部長級職員（前号に該当する職員を除く。）及び次長級職員のうち管理職手当の区分が2種の職を占める職員 100分の20

(3) 次長級職員（第1号及び前号に該当する職員を除く。）、課長級職員及び教員のうち管理職手当の区分が3種の職を占める教職員 100分の15

(4) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 100分の10

(5) 第1号から第4号の規定は、公立大学法人大阪管理職員給与規程（以下「管理職員

給与規程」という。)の適用をうける再雇用職員には適用しない。

(期末手当に係る在職期間)

第7条 旧給与規程第25条第2項に規定する在職期間は、旧給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間(公立大学法人大阪教職員出向規程(以下「出向規程」という。)第5条の規定により在籍出向した期間を含む)とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第1号ハ及びニに掲げる教職員として在職した期間については、その全期間

(2) 休職にされていた期間及び旧育児休業等規程第3条第1項に規定する育児休業をしている教職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である教職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

3 業務傷病等による休職者(旧給与規程第30条第1項の適用を受ける教職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第8条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が旧給与規程の適用を受ける教職員となった場合(第2号及び第3号に掲げる者にあつては、引き続き旧給与規程の適用を受ける教職員となった場合に限る)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(非常勤職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者として在職した期間以外の期間を除く。)は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 削除

(2) 国又は地方公共団体の教職員(別に定める者に限る。)

(3) 前号に掲げる教職員に準ずると認める者(別に定める者に限る。)

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

第9条 旧給与規程第26条及び第27条(これらの規定を旧給与規程第28条第6項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、旧給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き給与規程の適用を受ける教職員となった場合は、同項各号に掲げる者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(期末手当及び勤勉手当の一時差止め)

第10条 旧給与規程第26条(旧給与規程第28条第6項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書(様式第1号)又は期末手当支給一時差止処分書(様式第2号)によってしなければならない。

第11条 旧給与規程第27条第6項(旧給与規程第28条第6項において準用する場合を含む。)の規定による説明書の交付は、次に掲げる事項を記載した処分説明書(様式第3号)によってしなければならない。

(1) 旧給与規程第27条第2項に規定する一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)

の処分者

- (2) 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
- (3) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
- (4) 処分の対象となる手当名
- (5) 被処分者の離職の日における勤務部署、職名及び給料月額
- (6) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (7) 一時差止処分の発令年月日

（基準日前1箇月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない教職員）

第12条 旧給与規程第28条第1項後段の別に定める教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる教職員であった者
 - イ 休職者。ただし、業務傷病等による休職者を除く。
 - ロ 第2条第1号ハ又はニのいずれかに該当する者
 - ハ 旧就業規則第15条第1項第5号の規定により休職にされている教職員
 - ニ 育児休業者（旧育児休業等規程第12条第2項に該当する教職員以外の教職員をいう。）

- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者

2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤務状況の期間）

第13条 旧給与規程第28条第1項の理事長が定める期間は、基準日の属する年度の前年度4月1日（同日後に新たに教職員となった者は新たに教職員となった日）から3月31日までとする。

（勤勉手当の成績率）

第14条 旧給与規程第28条第2項の別に定める割合は、次のとおりとする。

- 2 再雇用職員以外の職員の成績率は、大阪府立大学職員人事評価規程（以下「人事評価規程」という。）の規定による評価結果に基づき、別表第3の職員の区分及びこれらに対応する同表の勤務成績欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める。ただし、再雇用職員の成績率は、100分の45.0とする。なお、理事長は、同表に定める成績率によることができない場合には、別段の取扱いをすることができる。
- 3 教員の成績率は、100分の92.5（特定管理職員にあつては100分の112.5）とする。
- 4 基準日以前6箇月以内の期間において、地方公務員法第29条第1項又は就業規則第53条第1項の規定による懲戒処分を受けた教職員の成績率は、前2項の規定にかかわらず、別表第4の教職員の区分及びこれらに対応する同表の懲戒処分の種類の区分に応じてそれぞれ同表に定める。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において服務規律上の厳正を期するよう戒める措置を受けた職員のうち、当該職員が勤務していた大阪府又は派遣

先において措置を受けた職員については、措置をした機関の規準によって成績率を適用する。

- 5 人事評価規程に規定する人事評価結果のない職員（第4項に規定する教職員を除く。）及び基準日が属する年度の前年度の1月2日以降に新たに職員となった者の成績率は、100分の92.5（特定管理職員にあつては100分の112.5）とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第15条 旧給与規程第28条第2項に規定する勤務期間は、旧給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間（出向規程第5条の規定により在籍出向した期間を含む。）とする。

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第1号ハ及びホに掲げる教職員として在職した期間
- (2) 旧育児休業等規程第3条第1項の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である教職員を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 旧給与規程第31条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間、業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（旧就業規則第15条第1項第5号の規定により休職にされている教職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかった期間を除く。）から（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「旧勤務時間規程」という。）第7条第1項及び第3項並びに第8条の規定により定められた週休日並びに旧給与規程第21条に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 旧育児休業等規程第20条第1項に規定する介護休業を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 旧育児休業等規程第14条の規定による育児部分休業の承認又は旧育児休業等規程第30条第1項に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない（出向規程第5条の規定により在籍出向した期間を除く。）場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第16条 第8条第1項の規定は、前条に規定する旧給与規程の適用を受ける教職員として在職した期間の算定について準用する。

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職

しなかつた期間とみなす。

(期末手当及び勤勉手当に係る期間の計算)

第 17 条 第 7 条、第 8 条、第 15 条及び第 16 条の期間の計算については次の各号に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 143 条の例による。
- (2) 1 月に満たない期間が 2 以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は 30 日をもって 1 月とし、時間を日に換算する場合は 7 時間 45 分をもって 1 日とする。
- (3) 前号の場合における負傷及び疾病によって勤務しなかつた期間（休職にされていた期間を除く）及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間ならびに第 15 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に定める 30 日を計算する場合は週休日等を除く。この場合において、旧勤務時間規程第 7 条第 2 項により勤務時間が 1 日につき 7 時間 45 分となるように割り振られた日以外の勤務日等については、日を単位とせず、時間を単位として取り扱うものとする。
- (4) 第 7 条第 2 項第 2 号の「育児休業の承認に係る期間」とは、基準日以前 6 箇月以内の期間とその一部または全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日（育児休業の期間の延長の承認を受けた場合にあっては当該延長の承認を受けた期間の末日とし、育児休業の承認が効力を失い、又は取り消された場合にあっては当該承認が効力を失った日又は当該承認が取り消された日とする。）までの期間をいう。

(端数計算)

第 18 条 旧給与規程第 25 条第 2 項の期末手当基礎額又は第 28 条第 2 項の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

(地方公共団体の在職期間中の派遣等の期間の取扱い)

第 19 条 地方公共団体の職員が引き続き旧給与規程の適用を受けることとなった場合において、当該地方公共団体における在職期間中に派遣等の期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する派遣の期間又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 2 項に規定する職員派遣の期間若しくは同法第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者としての期間をいう。）があるときは、その派遣等の期間に係る期末手当及び勤勉手当の在職期間の計算は、当該地方公共団体の職員の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(読替え等規定)

2 本則の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号ニは、適用しない。

(2) 第4条、第5条及び第6条の規定は、管理職員給与規程の適用をうける再雇用職員には適用しない。

別表第1 (第5条関係)

給料表	教職員	加算割合
一般職給料表	職務の級6級以上の職員	100分の20
	職務の級5級の職員及び4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員(副主査の職を占める職員で、年齢35歳以上のもの、又は2級在級年数が4年以上の職員に限る)	100分の5
医療職給料表	職務の級6級の職員	100分の20
	職務の級5級の職員及び4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員(副主査の職を占める職員で、年齢35歳以上のもの、又は2級在級年数が4年以上の職員に限る。)	100分の5
教育職給料表	職務の級4級の教員	100分の15(45号給以上を受ける教員及び管理職手当を受給する教員にあつては100分の20)
	職務の級3級の教員及び2級の教員	100分の10(職務の級3級の教員のうち73号給以上を受ける教員にあつては100分の15)
	職務の級1級の教員(25号給以上を受ける教員に限る)	100分の5(105号給以上をうける教員にあつては100分の10)

備考 給料表の区分が一般職給料表及び医療職給料表で職務の級が5級以上の再雇用職員にはこの表は適用しない。

別表第2（第5条関係）

給料表	教職員	加算割合
一般職給料表	職務の級6級以上の職員	100分の20
	職務の級5級の職員及び4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の5
医療職給料表	職務の級6級の職員	100分の20
	職務の級5級の職員及び4級の職員	100分の15
	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の5

備考 管理職員給与規程の適用をうける再雇用職員には適用しない。

別表第3（第14条関係）

職員の区分 勤務成績	成績率		
	再雇用職員以外の職員		
	特定管理職員以外の職員	特定管理職員（課長級）	特定管理職員（次長級）
勤務成績が極めて優秀な職員	$2X + 100$ 分の89.5	$2Y + 100$ 分の109.5	$2Z + 100$ 分の105.0
勤務成績が優秀な職員	$X + 100$ 分の89.5	$Y + 100$ 分の109.5	$Z + 100$ 分の105.0
勤務成績が良好な職員	100分の89.5	100分の109.5	100分の105.0
勤務成績がやや良好でない職員	100分の84.5	100分の94.5	100分の90.0
勤務成績が良好でない職員	100分の79.5	100分の79.5	100分の75.0

備考

- 1 成績率の設定にあたっては、「勤務成績が極めて優秀な職員」と「勤務成績が良好な職員」との成績率の差が、「勤務成績が優秀な職員」と「勤務成績が良好な職員」との成績率の差X（特定管理職員にあつてはY又はZ）の2倍とする。
- 2 「勤務成績が優秀な職員」と「勤務成績が良好な職員」との成績率の差X（特定管理職員のうち課長級の職員はY、次長級の職員はZ）については、前年度の評価結果を勘案し、勤勉手当基礎額と扶養手当の月額（これに対する地域手当の月額を含む。）

の合計額に100分の92.5(特定管理職員にあっては100分の112.5)を乗じて得た額と勤労手当基礎額に標準の成績率である100分の89.5(特定管理職員のうち課長級の職員にあっては100分の109.5、次長級の職員にあっては105.0)を乗じて得た額との差額の範囲内で、配分可能となる率を毎年度設定する。

別表第4(第14条関係)

教職員の区分 懲戒処分の種類		成績率													
		再雇用職員以外の教職員						再雇用職員				年齢64歳以上教員			
		特定管理職員以外の教職員		特定管理職員				特定管理職員以外の職員		特定管理職員		特定管理職員以外の教員		特定管理職員	
				教員・課長級		次長級									
監督責任	本人責任	監督責任	本人責任	監督責任	本人責任	監督責任	本人責任	監督責任	本人責任	監督責任	本人責任	監督責任	本人責任		
(1)大阪府において地方公務員法第29条第1項の規定による停職の処分を受けた職員 (2)就業規則第53条第1項第3号の規定による停職の処分を受けた教職員	3月超え	支給しない		支給しない		支給しない		支給しない		支給しない		支給しない		支給しない	
	2～3月以下	100分の9.5		100分の3.0		100分の3.0		100分の7.0		100分の1.5		100分の4.0		100分の0.8	
	1～2月未満	100分の19.5		100分13.0		100分の13.0		100分の12.0		100分の6.5		100分の6.0		100分の3.4	
	1月未満	100分の29.5		100分の23.0		100分の23.0		100分の17.0		100分の11.5		100分の9.0		100分の6.1	
(1)大阪府において地方公務員法第29条第1項の規定による減給の処分を受けた職員 (2)就業規則第53条第1項第2号の規定による減給の処分を受けた教職員		100分の49.5	100分の39.5	100分の42.5	100分の33.0	100分の42.5	100分の33.0	100分の27.0	100分の22.0	100分の26.5	100分の16.5	100分の14.0	100分の11	100分の14.0	100分の8.7
(1)大阪府において地方公務員法第29条第1項の規定による戒告の処分を受けた職員 (2)就業規則第53条第1項第2号の規定による戒告の処分を受けた教職員		100分の60.0	100分の50.0	100分の53.0	100分の43.0	100分の53.0	100分の43.0	100分の32.0	100分の27.5	100分の37.0	100分の27.0	100分の17.0	100分の14.6	100分の19.0	100分の14
(1)就業規則第55条の規定による訓告を受けた教職員	勤務成績が極めて優秀な職員 勤務成績が優秀な職員	100分の89.5	100分の84.5	100分の109.5	100分の94.5	100分の105.0	100分の90.0	100分の45.0		100分の55.0					
	勤務成績が良好な職員、勤務成績がやや良好でない職員、前年度の評価がない職員及び人事評価規	100分の84.5	100分の79.5	100分の94.5	100分の79.5	100分の90.0	100分の75.0	100分の45.0		100分の55.0		100分の25.5		100分の30.5	

	程の適用を受けない教職員										
	勤務成績が良好でない職員	100分の79.5	100分の79.5	100分の75.0	100分の45.0	100分の55.0					

備考 管理職員給与規程の適用を受ける職員のこの表にかかる成績率は理事長が別に定める。

(様式第 1 号) 第 10 条関係

期末手当及び勤勉手当一時差止処分書

年 月 日

(被処分者あて)

公立大学法人大阪理事長

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程第 27 条第 1 項及び同規程第 28 条第 6 項において準用する同規程第 27 条第 1 項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めます。

(様式第 2 号) 第 10 条関係

期末手当一時差止処分書

年 月 日

(被処分者) あて

公立大学法人大阪理事長

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程第 27 条第 1 項の規定により、期末手当の支給を一時差し止めます。

